

会津若松市立学校体育施設の開放における 利用団体登録要件並びに提出書類

〈利用団体登録要件〉

1 利用登録条件

- (1) 原則として、会津若松市内に在住、在勤又は在学する者によって10名以上で構成され、成人の代表者（施設利用責任者）を有する団体であること。
- (2) 常に善良な利用者の義務を果たすことに同意できること。また、利用時における鍵の開錠及び施錠等の管理員を選出（指定）できること。
※「管理員任務に伴う誓約書」を提出すること。
- (3) 構成員全員が、スポーツ安全保険等に加入をしていること。
※登録後団員が追加された際も、必ずスポーツ安全保険等に加入すること。

2 管理員の選出（指定）

(1) 管理員の配置

利用当日の体育館等の鍵の取扱いをはじめとする施設の管理責任者として、利用団体より「管理員」を複数名（3名程度）指定し、教育委員会に報告すること。

※代表者は管理員を兼ねることができる。

(2) 管理員の任務

鍵の管理（開錠・施錠・返却）、照明の点灯及び消灯、窓の施錠・清掃等を行い、利用前の状態に戻すこと。また、体育館利用日誌の記載を行い、破損や事故が発生した場合は、必ず学校へ報告すること。

(3) その他

利用学校の取扱要項等に基づき、他利用団体との日程調整等を行うこと。

〈提出書類〉

1 提出書類

- (1) 学校体育施設開放利用団体登録(変更)申請書
- (2) スポーツ安全保険等の加入証明書の写し ※1及び※2参照
- (3) 管理員任務に伴う誓約書 ※利用する学校へ提出

※1 保険料を支払った領収印が押印されたものと、加入者全員の名前、年齢が記載されているもの。

※2 公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っている『スポーツ安全保険』以外の保険に加入している場合（保護者会活動総合保険、各保険会社の傷害保険等）は、当該保険が、学校体育施設の利用時（練習・大会等に限定されず）の事故・物損等の賠償・補償するものであるかを確認させていただきますので、事前に保険会社等にご確認いただき、当該保険の詳細が記された書類の写しをご持参ください。

2 提出先等

- (1) 提出先 会津若松市教育委員会スポーツ推進課、北会津公民館、河東公民館
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時00分 ※土・日及び祝日を除く